

県報という名のメディア —公報誌の明治・大正・昭和—

期 間／平成22年8月31日(火)～10月31日(日)

休館日／月曜日、祝日、特別整理期間 10月13日(水)～22日(金)



手前:明治、昭和期の県報 後方:平成期の県報

開催にあたって

昨年7月に国の重要文化財に指定された「埼玉県行政文書」。そのなかの重要なシリーズに『埼玉県報』171冊があります。国の官報にあたる県報は、条例や規則の公布や様々な告示などを担う、重要にして不可欠な公報メディアです。

その創刊は、明治19年(1886)。官報に遅れることわずか3年、府県では全国でも最も早い時期の発行でした。それから125年目にあたる今年、県報は印刷発行をやめ、インターネットでの閲覧に移行しました。明治6年(1873)に活版印刷機が県庁舎で稼働して以来の大変革といえましょう。手書き筆写から印刷配布、そしてネット配信へ。公報は、大きくその姿を変えたのです。

紙と印刷による方法への終止符と重要文化財指定。この両者がほぼ同時であった

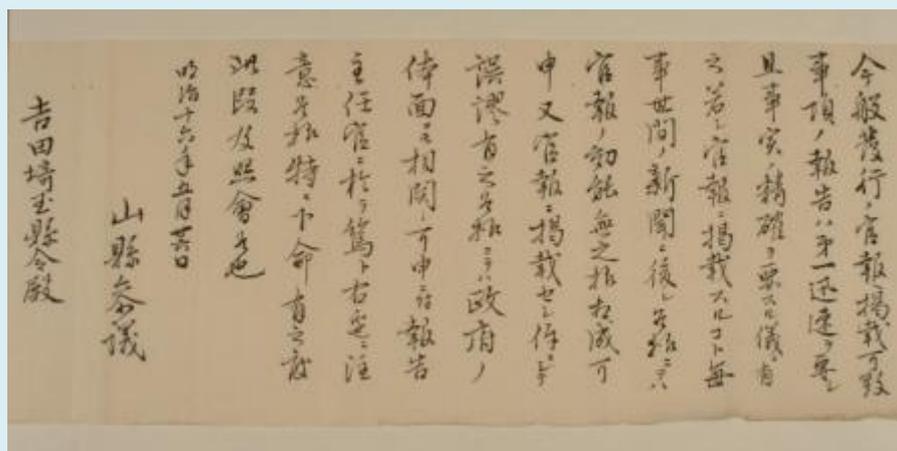
ことは、単なる偶然ではないように思えてなりません。明治、大正、昭和という一時代、紙と印刷による県報の歴史を振り返ります。

1 前史～新聞と官報

官報は、国家の政策に沿った諸情報を掲載し、近代化を推進する政府の機関誌として明治16年(1883)に創刊されました。

府県でも同様の啓蒙普及が必要とされ、県報創刊以前の埼玉県では、『埼玉新聞』や『埼玉新報』といった新聞が県の布告類を掲載するなど、その役割を果たしていました。

同19年に公布された「公文式」(こうぶんしき)により、官報への登載が法令の公布手段として確立されました。一方、府県に対しても、それぞれ公布手段を設けるよう指示が出され、県報創刊へと向かいます。

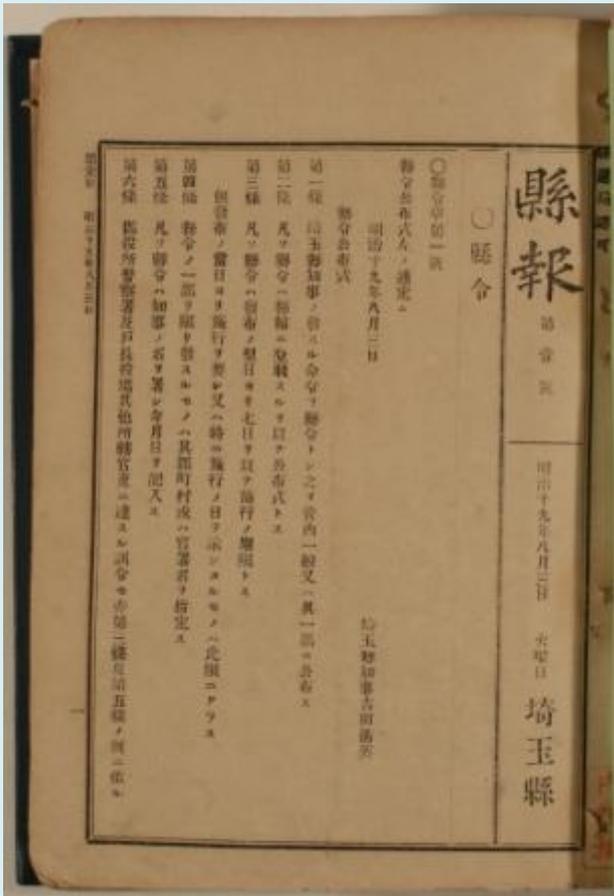


官報発行に関する山縣有朋の書簡(行政文書明 938-4)

2 県報創刊～明治期の県報

埼玉県の県報は、全国的にも最も早い明治19年(1886)に創刊されました。一時期、経費上の問題から官報の附録として国から発行してもらった時期もありました。

県報は、新聞や雑誌といった情報メディアの少なかった時代にあつて、県の法令を公布する手段としてだけでなく、地域の近代化に向け県民を啓蒙する情報誌でもありました。明治期の県報からは、衛生・勸業・教育など県民に知らしむべき知識や情報も読み取ることが出来ます。



県報創刊号（県報1）



師範学校教員の制服を絵入りで伝える記事（県報5）

3 大正・昭和戦前期の県報

県報の掲載内容は、創刊以来、少しずつ変化していきます。

様々な情報が掲載された彙報(いほう)は、新聞や雑誌の発行が盛んになるにつれ、掲載件数が減少しました。また、作成経費の問題からも掲載記事を減らす傾向にあり、明治42年(1909)発行のものからは、郡令、郡役所の告示掲載を廃止することになります。

そのほかの変化としては、昭和8年(1933)の題号変更があります。この時の変更によって、題号が現在の『埼玉県報』になりました。この時期の知事告諭や新たに掲載されるようになった商業広告からは、当時の社会状況もうかがわれます。

見出付縦横印書用
最高級 萬能タイプライター
定價金參百八拾圓也
送料金貳拾五圓也
活字一組一拾五圓
野帳一組同付金五拾圓也
外字一組同付金同於五圓也

縦印書用
標準タイプライター
定價金二百圓也
送料金二十五圓也

日本事務機製作所
東京市龜老區野町一八一番地
電話原紙(48)二四六七番 郵便東京四二五九九番

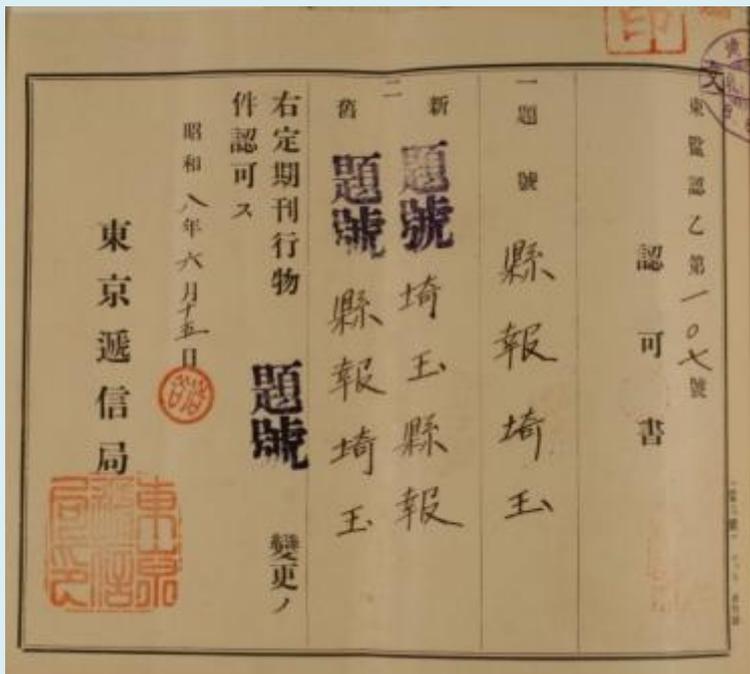
創立明治二十九年
會社式 川越貯蓄銀行
頭取 綾部利右衛門

營業及代理店所在地
(埼玉縣)
川越、飯能、所澤、浦和、川口、大宮、浦谷、本庄、深谷、熊谷、志木、松山、上尾、志木、松山、坂戸、小川、寄居、菅野、秩父、吉田、小栗野、秩父、吉田、(東京市)

右板橋、成増、練馬

埼玉県報(大正) 第五千五百九十號 昭和十七年九月九日 創刊 第一四九〇

タイプライターと川越貯蓄銀行の商業広告(県報 112)



題号変更の認可書(行政文書昭 6431-8)

4 戦後新体制の県報

戦後民主化の波の中で、県報もそのあり方を変えていきました。

昭和24年(1949)には、明治42年(1909)に定められた発行規程を全面改定。規定内容が大きく変わることはありませんでしたが、彙報が雑報という表現に改められました。この雑報には、昭和30年代頃まで、県内の気象観測結果などが掲載されていました。

翌25年には公告式条例が定められ、県報は条例・規則などの公告方法として改めて位置付けられました。

5 印刷の終焉～平成期の県報

平成5年(1993)の官公庁における用紙のA4判化にともない、県報もA4判で印刷されるようになりました。

また、インターネットの普及が進むと、印刷誌面がPDF形式で県のホームページに掲載され、公開性も高まりました。

6 インターネット上の県報

県報創刊から125年目の今年1月、県報は印刷発行をやめました。県の条例・規則などの公布原本自体は、プリントアウトされた紙のものですが、一般への公表普及は、印刷頒布から電子県報システムによるインターネット上での公開に移行しました。

条例、規則などの分類ごと、あるいは発行日ごとの掲載項目を検索する方法へと変わりました。

